

# 東松山税務署より確定申告のお知らせ

新型コロナウイルス感染防止の観点からも、ぜひご自宅からパソコン・スマートフォンによる申告（e-Tax）をお願いします。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

期 間	申 告 会 場	対 象 の 方
2月9日(火)以前	東松山税務署庁舎	還付申告の方(注)
2月10日(水)～2月15日(月)	東松山市民文化センター (東松山市六軒町5-2)	
2月16日(火)～3月15日(月)		全ての方

(注) 贈与税については、2月1日(月)以降、申告相談を受け付けております。(土、日及び祝日を除きます。) 新型コロナウイルス感染症対策として、本年は、還付申告の方の申告相談を2月15日(月)以前も受け付けます。

**受付時間** 9時～16時 (16時前であっても、相談受付を終了する場合があります。) 確定申告会場の混雑緩和のため、**会場への入場には「入場整理券」が必要です。** なお、入場整理券の配付状況に応じて**後日の来場をお願いすることもあります。**

- ※ 確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。また、感染症防止対策として筆記用具及び電卓等をご持参ください。
- ※ 入場の際に検温を実施しています。37.5度以上の発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただきます。
- ※ 2月10日(水)～3月15日(月)は、東松山税務署庁舎では申告相談を行っていません。

## 関東信越税理士会からのお知らせ

税に関する無料相談のお知らせです。

### ○税理士による所得税の還付無料相談

年収600万円以下の方を対象に、確定申告に関する電話相談を無料で行います。ご希望の方は税理士会事務局へ事前に電話連絡のうえ、ご紹介した税理士事務所へご連絡ください。

なお、収入が600万円を超える場合や複雑な手続きを要する場合などは、料金が発生する場合がありますので、事前連絡の際に担当税理士にお確かめください。

**期 間** 2月1日(月)～15日(月) **内 容** 税務相談(所得税)

**対象者** 年収600万円以下で、次の①～③に該当する方

- ①年金受給者の方
- ②給与所得者で医療費控除を受けたい方
- ③年の途中で就職・退職された方、年末調整が済んでいない方

**申込み・問合せ**

関東信越税理士会東松山支部事務局 ☎25-2670 10時～15時(月～金)

### ○税理士記念日における「税に関する無料電話相談」

2月23日(火)の税理士記念日に際し、2月22日(月)に「税に関する無料電話相談」を行います。ご希望の方は税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、ご紹介した税理士事務所にご連絡ください。

なお、複雑な手続きを要する場合は、料金が発生する場合がありますので、事前連絡の際に担当税理士にお確かめください。

**日 時** 2月22日(月) 10時～16時

**申込み・問合せ**

関東信越税理士会東松山支部事務局 ☎25-2670 10時～15時(月～金)

※いずれの無料相談も、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急事態宣言が発出された場合及びそれに準ずる場合には中止することがあります。

# 町県民税・所得税の申告受付が2月16日(火)から始まります

◎ 次に該当される方は、**東松山市民文化センター確定申告会場での受付となります。**

- ◇ 株式を売却し損益がある方【“損失の繰越控除”がある方を含む】
- ◇ 土地・建物を売却し損益がある方【売却先が“公的機関”の方は町で受付できます】
- ◇ 株の配当金・先物取引・FX取引・外国税控除がある方
- ◇ 収支内訳書を作成していない(わからない)方
- ◇ 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方及び連帯債務がある方
- ◇ 令和元年分以前の申告をされる方(過年分・更正の請求・修正申告)
- ◇ 青色・損失申告、贈与税・消費税申告をされる方、及び雑損控除がある方
- ◇ その他困難な内容の申告をされる方



## ■会 場 役場町民ホール(全日)

※新型コロナウイルス感染症予防のため、今回の申告よりふれあい交流センターの申告会場は開設いたしません。また、今年の申告に限り、2月16日(火)～19日(金)の期間は、ふれあい交流センター・役場間の送迎バスを運行します。

●送迎バス発車時刻 ※役場発のバスは申告受付状況により、発車時刻が前後する場合があります。

ふれあい交流センター発：9時、10時、13時、14時 役場発：9時50分、10時50分、11時30分、13時50分、15時

## ■申告受付日程

＜受付時間＞9時～11時・13時～16時

月 日	該 当 地 区
2月16日(火)	菅谷1区・2区
17日(水)	菅谷3区・4区・5区
18日(木)	菅谷6区・7区
19日(金)	菅谷8区・9区
22日(月)	鎌形
24日(水)	遠山・千手堂
25日(木)	大蔵・根岸・將軍沢
26日(金)	平澤
3月1日(月)	むさし台
2日(火)	川島
3日(水)	川島
4日(木)	志賀1区
5日(金)	志賀2区
8日(月)	志賀2区
9日(火)	古里
10日(水)	吉田
11日(木)	越畑・勝田
12日(金)	広野
15日(月)	杉山・太郎丸

新型コロナウイルス感染防止のため、できるだけ申告会場への来場を避け、**郵送での提出**にご協力ください。

## ■申告が必要な方

住民税＜町県民税＞

令和3年1月1日現在、嵐山町に住所がある方で、令和2年中に所得があり、次の事項に該当する方です。

- ・給与支払報告書が勤務先から役場に未提出の方
- ・給与所得者で昨年途中で退職し、その後再就職していない方
- ・国民健康保険に加入している方
- ・給与所得者で、給与・退職所得以外の所得がある方

所得税

- ・令和2年中の給与収入が2000万円超の方
- ・給与を2か所以上からもらっている方
- ・給与所得者で、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円超の方
- ・営業・農業・不動産所得者で各種所得の合計額が、所得控除の合計額を超える方
- ・医療費控除等の所得控除を受ける方

## ■持参していただく書類

- ・本人確認書類(下記AまたはBのどちらか)  
(A)マイナンバーカード(個人番号カード)  
(B)番号確認書類(※1)+身元確認書類(※2)  
※1個人番号が記載された通知カード、住民票の写し等  
※2運転免許証、医療保険の被保険者証等
- ・住民税申告書(役場から郵送された方)
- ・「お知らせはがき」または「お知らせ通知書」(税務署から郵送された方)
- ・印鑑(朱肉を必要とするものをご持参ください)
- ・令和2年分源泉徴収票及び支払調書等の原本
- ・収支内訳書及び帳簿等(営業・農業の事業所得、不動産所得のある方)
- ・不動産所得のある方は、該当物件の固定資産税の納税通知書(課税明細書)
- ・国民年金保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・任意継続保険料等の領収書、支払証明書等
- ・生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料含む)の控除証明書
- ・医療費通知、医療費の領収書及び個人ごとの医療費の内訳を合計した「医療費控除の明細書」(医療費控除を受ける方)
- ・通帳または振込先がわかるもの(所得税還付申告者本人名義)
- ・その他参考となる書類

■問合せ 税務課 ☎62-2153